

1 太田和地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区		
		低層専用住宅地区	低層住宅地区	中高層住宅地区
(1)	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの ア 住宅(長屋を含む。) イ 兼用住宅(令第130条の3に規定するものをいう。) ウ 診療所(患者の収容施設を有するものは除く。) エ 集会所 オ 法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。)	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの ア 住宅(長屋を含む。) イ 兼用住宅(令第130条の3に規定するものをいう。) ウ 診療所(患者の収容施設を有するものは除く。) エ 公益上必要な建築物	共同住宅及びこれに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度	10分の15		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度			
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	150平方メートル(長屋については、300平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり40平方メートル以	

			上とする。)。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	
(5)	壁面の位置の制限	1メートル。ただし、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物の敷地面積が150平方メートル未満の公益上必要な建築物 イ 建築物の1階にある外壁等で窓等の開口部を設けないもの又は窓等の開口部に目隠し等を設けたもので、かつ、当該外壁等の敷地境界線からの後退距離が0.75メートル以	1メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 建築物の敷地面積が150平方メートル未満の公益上必要な建築物 イ 建築物の1階にある外壁等で窓等の開口部を設けないもの又は窓等の開口部に目隠し等を設けたもので、かつ、当該外壁等の敷地境界線からの後退距離が0.75メートル以	1.5メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 敷地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの ウ 附属建築物の自動車車庫で、

		<p>上であるもの</p> <p>ウ 敷地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>エ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>オ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が15平方メートル以内であるもの</p>	<p>中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>エ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>オ 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が15平方メートル以内であるもの</p>	<p>軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が15平方メートル以内であるもの</p>
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から10メートル(軒の高さは地盤面から7メートル以下とする。)	地盤面から10メートル	
(7)	建築物の形態又は意匠の制限			
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、網状その	へい等で道路に面するものは、網状その	へい等で道路に面するものは、網状その

	他これに類する形状のもの。ただし、道路側に植栽等のあるへい等で、前面道路の路面の中心からの高さを1.2メートル以下としたものについては、この限りでない。	他これに類する形状のもの。ただし、道路側に植栽等のあるへい等で、前面道路の路面の中心からの高さを1.2メートル以下としたものについては、この限りでない。	他これに類する形状のもの
--	--	--	--------------